



# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

30 October 2019

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 39

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 39 となる本号では、英国重大不正捜査局による企業の捜査協力に関するガイダンスの公表、台湾実質的受益者のガイドラインの策定等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. アジア

中国：2019 年個人所得税改革、増値税改革及び 2020 年の見通し

香港：非香港会社（外国会社）の開示規則（Cap 622M）の運用開始（2019 年 8 月 1 日）

台湾：2019 年における税務上のアップデート

ベトナム：2020 年末までに株式資本化する国有企業のリストを発表

シンガポール：2019 年シンガポール税務の最新動向

#### 2. 米州

アルゼンチン：個人情報保護法 — 労務に関する規定とデータベースの再登録期限

#### 3. 欧州

英国：英国重大不正捜査局が企業の捜査協力に関するガイダンスを公表

# 1. アジア

## 中国

### 2019年個人所得税改革、増値税改革及び2020年の見通し

米中関税戦争のもたらす先行きの不透明さにより経済の減速が懸念される中国であるが、近年、経済の活性化のために矢継ぎ早に政策を打ち出してきている。この一年間で、特に重要となるのは、個人所得税改革、増値税改革であり、改めて本稿にその概要を紹介するとともに、2020年の税務執行環境の見通しを概観する。

#### 個人所得税改革

2018年8月31日、全国人民代表大会常務委員会は、個人所得税法の改正を内容とする最終法案を可決・公表した。その後、財政部、国家税務総局の公告などが公布された。

2019年1月1日から全面施行された改正個人所得税法は、累進税率を変更し、基礎控除を引き上げ、所得控除の対象を追加している。改正個人所得税法はまた、「包括利益」のカテゴリーを設け、従前は別のカテゴリーとされてきた所得（給与と賃金、サービス料、著作者報酬及びロイヤリティ）に含めることとした。

累進税率は、7段階へと変更され、その結果より多くの包括利益が、より低い税率の適用を受けることとなった。基礎控除額は3,500人民元/月（外国人の場合は4,800人民元/月）から5,000人民元/月（60,000人民元/年）に引き上げられた。また、個人の課税所得を減少させることを目的として、特定の支出を課税所得から控除する所得控除が初めて導入された。この所得控除の対象となる支出には、児童教育にかかる費用、継続教育にかかる費用、高齢者介護にかかる費用、重度な疾病の療養費、住宅ローン、住宅の賃借料などが含まれる。これらを組み合わせることで、中低所得者層の税負担を軽減することを目的としている。

中国で勤務する外国人については、従前、俗に「5年ルール」と言われる規定が存在し、31日以上連続で中国国外に出国していない年が、5年連続した場合について、全世界所得課税を受けるとされていた。改正法が公布される前は、5年ルールがより厳しくなることが懸念されていたが、結果としては緩和された。また、2019年以降の、連続する6年間のいずれにおいても31日以上連続で中国国外に出国していない年がある場合に、全世界所得課税を受けるとする「6年ルール」に変更されている。ここでは、2018年以前の年度は、考慮しないこととされており、一旦カウントがリセットされていることに留意されたい。

改正個人所得税法は、存続するかが疑問視されていたが、重要な税制上の優遇措置を残した。主要な措置は、所得控除の認められる余地が少なかった中国において貴重であった、中国で勤務する外国人に認められていた、家賃、児童教育等にかかる特定の支出にかかる所得控除を維持していることである。その他にも、株式報酬にかかる所得、年次賞与にかかる税制上の優遇措置を当面維持することがある。

なお、改正個人所得税法では、包括的租税回避防止規定も導入されており、個人によるアグレッシブなタックスプランニングに対する徴税執行の強化が予想されている。

## グレーターベイ個人所得税補助金制度

中国政府の広東省、香港、マカオを対象とするグレーターベイ地域計画の推進の一環として、財政局と国家税務総局は、グレーターベイ地域に位置する9都市における優秀な外国人駐在員（以下、「ハイレベル人材」）に対して個人所得税補助金を供与するため、2019年3月14日に財税〔2019〕第31号（以下、「31号文」）を共同で公布した。

31号文によれば、ハイレベル人材に対して、中国の個人所得税と香港の給与税の差額を補助金として支給した場合、その補助金は、ハイレベル人材の手取りを香港にいる場合と同等とするために、中国の個人所得税の課税対象外とするとされている。

ハイレベル人材の基準は、各地方自治体が定める規則に従い、個人所得税補助金制度は、2019年1月1日から2023年12月31日までの期間、広州、深セン、珠海、仏山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶で実施される。

## 増値税改革

2019年3月5日に開催された第13回全国人民代表大会第2回会合では、更なる増値税改革を行うことが発表された。その後2019年3月20日に、財政部、国家税務総局、税関総署は、増値税改革を推進するために共同で「増値税改革の深化に関連する政策についての公告」（財政部、国家税務総局、税関総署公告〔2019〕39号）を公表した。

増値税改革のポイントの1つ目は、増値税率の引下げである。2018年5月、財貨その他のサービスの販売及び輸入に適用される17%と、運輸、郵便、基礎電気通信、建設その他のサービスに適用される11%とされていた税率をそれぞれ16%と10%に引下げたが、今回はそれに次ぐ引下げとなる。これらはそれぞれ13%と9%に引下げられた。結果として、現在、増値税の税率は13%、9%、6%の3段階となった。

もう一つのポイントは、控除しきれなかった仕入増値税にかかる還付制度の導入である。従前中国においては、ほとんどのケースにおいて、年度において控除しきれなかった仕入増値税の還付が認められず、翌年度以降に繰越すこととされており、多くの会社のキャッシュフローに影響を与えていた。2018年には、18業種の適格納税者が増値税の還付を申請できるようになり、2019年4月1日以降には、すべての業種の適格納税者が増値税の還付を申請できるようになった。

## 2020年の見通し

2019年の新たな政策は、経済を活性化し投資活動を奨励する減税に焦点が当てられていた。一方で、中国税務当局は、引き続き徴税の強化を図っている。2019年中は、特に米国系企業をターゲットにすることにより米中関税戦争に燃料を投下することを避けるかのような、比較的穏やかな税務調査の状況が観察されてきたが、今後は、景気減速、各種減税措置による税収減を埋めるべく税務調査に積極的になることを想定するべきである。

現在、中国は、間接譲渡課税規定、移転価格に関する規定、租税条約を活用した租税回避防止規定など、国際課税に対する包括的な租税回避防止規定を有している。また、個人所得税改革に伴い、中国は個人所得税の徴収に関する規定も公表しており、Golden Tax III システムによるビッグデータ分析や人工知能、Internet Plus といった最新技術を活用し、税務コンプライアンスのモニタリング能力の向上を図っている。

2020年末までに、全ての徴税は、国家税務総局の公告だけでなく、法律に基づいて行われるべきであるという「法に基づく課税」という原則を徹底することが計画されるとともに、現存する国家税務総局公告等の通達は、整

理されたうえで法律に組み込まれることが検討されている。また、国税局と地税局の統合に次いで、税務執行の統一性、税務行政の透明性の向上が図られている。税務行政の透明性の向上の一環として、近年では、税務当局も、税務の技術的な論点について納税者との議論に積極的に応じるようになってきている。

[最初のページに戻る](#)

## 香港

### 非香港会社（外国会社）の開示規則（Cap 622M）の運用開始 （2019年8月1日）

#### 背景

2018年会社条例（改正第2号）（以下、「改正条例」）は、2つの規定を除き、2019年2月1日に施行された。この除かれた2つの規定は、非香港会社の開示義務及びその違反に関連する会社条例（Cap 622）（以下、「新会社条例」）第792条及び別紙7第7号を廃止するものである。改正条例はまた、新会社条例に新たな条項を追加した（新会社条例第805条第A項及び第B項）。これによって、財政司司长は、非香港会社に対して所定の情報の開示義務を課し、その違反についての刑事罰を定める規制を制定することができるとされた。

新会社条例第805条第A項に基づき、財政司司长は、非香港会社（会社名、設立場所及び社員有限責任の開示）規則（以下、「本規則」）を導入した。本規則は、2019年3月15日に官報にて公表され、2019年8月1日から施行されている。

#### 本規則の内容

本規則は、非香港会社に関して、会社名及び設立場所の表示並びに社員の有限責任の開示の義務を規定している。また、本規則は、非香港会社が清算中の場合について、当該要件の遵守に関して既存の新会社条例第792条を再規定し、非香港会社の開示義務を香港会社の開示義務と整合させた。既存の新会社条例第792条は、本規則の発効時に廃止された。

#### 実務上の影響

本規則は、従来の新会社条例に規定されていた条項を下位法規に移行させるものであり、義務の詳細を香港会社の開示義務と整合させた。下記表の変更を除いて、非香港会社の会社名、設立場所及び社員の有限責任の表示要件に大きな変更はない。

義務	既存新会社条例 第792条	新規則	コメント
1. 会社名、設立場所及び社員の有限責任の開示	香港内での全ての請求書等の頭書、書簡、通知書及びその他公式刊行物。	香港内での全ての「コミュニケーション文書」。「コミュニケーション文書」とは、商用書簡、通知書又はその他公式刊行物を意味する。	取引文書が開示の対象とされ範囲が拡大されている。

		<p>香港内での全ての「取引文書」。「取引文書」とは、以下を意味する。</p> <p>(a) 会社により又は会社を代表して署名される契約書又は証書</p> <p>(b) 会社により又は会社を代表して署名される為替手形、約束手形又は裏書</p> <p>(c) 会社により又は会社を代表して署名される小切手又は金品若しくは商品の注文書</p> <p>(d) 会社の運送状、請求書、領収書又は信用状</p>	
2. 会社名、設立場所及び社員の有限責任の表示	香港内の事業を行う全ての場所。	<p>全ての「事業場所」。「事業場所」とは、以下を意味する。</p> <p>(a) 香港にある、会社が事業を行う事務所又は場所であって、公に開放されているもの</p> <p>(b) 香港内にある会社の主たる事業所</p>	義務が緩和されている。

非香港会社は、上述したコミュニケーション文書及び取引文書において、会社名、設立場所及び社員の有限責任（該当する場合）を開示しなければならないことに留意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 台湾

### 2019年における税務上のアップデート

今回は、台湾において近時改正された又は問題となっている税務上の重要事項をいくつかサマリーの形で取り上げる。

#### 共通報告基準 (CRS)

台湾は、その政治的独自性から、共通報告基準 (CRS) に関する国際的枠組みに参画できていない。台湾当局としては、自国と租税協定を締結している国々との間で当局間協定 (CAA) を締結し、当該国との間の情報交換がなされるよう尽力しているところであるが、現在までのところ CAA が締結されているのは、日本及びオーストラリアとの間のみである。初回の情報交換が行われるのは 2020 年 9 月の予定である。なお、国別報告書 (CbCR) の交換については、現在ニュージーランドとの間でのみ当局間協定が締結されているにとどまる。

#### 非居住者による電子サービス取引に係るインボイス発行義務

台湾では、2017 年 5 月に非居住者が提供する電子サービス取引 (ESS) に関する VAT 法改正が行われたが、その後もインボイスの発行に関する問題が課題となっていた。今般、ESS 事業者に対し、取引ごとに、政府統一インボイス (Government Unified Invoices, "GUI") を顧客に対して発行する義務が定められた。非常にユニークな制度として、当該インボイス (レシート) には宝くじの要素が付与されており、GUI を受け取った顧客には最大 1000 万台湾ドルの懸賞金が当選する可能性がある。上記 GUI の発行義務に関する法令の発効は当初の予定よりかなり遅れ、2020 年 1 月ようやく発効の見込みとなっている。

現時点では、改正 VAT 法に基づく登録業者は 130 に上るが、そのうち 5 社のみが上記 GUI の発行を始めているにとどまる。非居住者である ESS 事業者は、GUI を電磁的方法によって発行することが認められている。ただし、非居住者である事業者としては、当該電磁的方法による発行に関する技術的問題や、あるいは個人情報保護の観点からの問題などに直面しており、GUI の発行体制をスムーズに整備するのが困難な状況が生じていることから、上記法令の発効については更なる延期の可能性も否定できない。

#### 実質的受益者 (Beneficial Ownership) の決定に関するガイドライン

台湾財務省は、2019 年 6 月 24 日、租税協定上の実質的受益者の決定に関するガイドライン (以下、「本ガイドライン」) を公表した。

本ガイドラインにおいてまず注目すべきであるのは、実質的受益者の決定に関して、自己による選択 (宣言) を認めている点である。これまで、実務上も、自らが実質的受益者であることを示す資料の提出が行われてきたところであるが、本ガイドラインはそのような実務を是認するものである。

本ガイドラインは、実質的受益者であることの証明資料として認められない資料を列挙しており、とりわけ、一定の場合において、台湾源泉所得の受領者であることを証する資料が上記の証明資料として認められないことが明らかにされた。本ガイドラインが公表される以前は、台湾に関する租税協定の適用関係には不明確な点が多く残っていた。実質的受益者の決定に関しても、当局による実質判断が行われており、その不明確性は台湾に関する租税協定を用いたタックスプランニングを行う際の予測可能性を大きく損なってきたところである。本ガイドラインが公表されたことで、一定の予測可能性が担保されたところではあるが、今後、当局による実質判断がどのように変容するかについて、本ガイドラインの運用の在り方を引き続き十分注視していく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## ベトナム

### 2020 年末までに株式資本化する国有企業のリストを発表

2019 年 8 月 15 日、ベトナム首相は 2020 年末までに株式資本化される国有企業を指定する 26/2019/QD-TTg（以下、「26 号決定」）を発行した。

#### 26 号決定に基づき株式資本化される国有企業

26 号決定に基づき、首相は株式資本化する 93 社の国有企業のリストを承認した。本リストにおける株式資本化の程度は、3 種類に区分されており、①定款資本の 65%超を国家により保有される企業、②定款資本の 50%から 65%を国家により保有される企業、又は③定款資本の 50%未満を国家により保有される企業に区分されている。

具体的には、以下のとおり区分されている。

① 国家が引き続き定款資本の 65%超を保有する企業（4 社）

Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development、Vietnam National Coal-Mineral Industries Holding Corporation、Vietnam Northern Food Corporation 及び Thua Thien Hue Minerals Co., Ltd.

② 国家が引き続き定款資本の 50%から 65%を保有する企業（62 社）

MobiFone Corporation、Vietnam Posts and Telecommunications Group (VNPT)、Vietnam Cement Industry Corporation、Hanoi Transport and Services Corporation、Urban Infrastructure Development and Investment 及び Vietnam National Chemical Group などの主要企業が含まれる。

③ 国家が引き続き定款資本の 50%未満を保有する企業（27 社）

Vietnam Paper Corporation、Saigon Jewelry Company、Housing and Urban Development Corporation、Vietnam Electricity Group の 2 つの電力公社（EVN Genco 1 及び EVN Genco 2）など。

#### 従来の方策と 26 号決定の関係

今回の 26 号決定に基づく株式資本化予定の国有企業リストは、2016 年に発行された首相決定 58/2016/QD-TTg（以下、「58 号決定」）の下で株式資本化すると指定された 137 社の国有企業のリストを置き換えるものである。

もともと、58 号決定に基づき、国家が定款資本の 100%を保有するものとして指定された 103 社は、26 号決定の発行にかかわらず据え置かれることに留意する必要がある。国家が定款資本の 100%を保有し続けるのは、重要かつ慎重に取り扱うべき分野の事業を行う企業である。例えば、配電、全国レベルでの電力システムの配給、航空交通サービス、航空情報サービス、捜索救助サービス、公共郵便サービス、宝くじ事業、出版（印刷業及び発行業を除く）、紙幣及び金地金等の印刷製造、社会経済発展のための信用証券、銀行及び金融機関の安全のためのサービスが挙げられる。

#### 今後の見通し

26 号決定は即時施行されており、ベトナム政府の国有企業民営化の早期実現に対する意気込みを表しているといえる。

26号決定に規定するところによれば、関連大臣、市人民委員会の議長及び国有企業の役員は、(i) 民営化プロセスの進捗状況に関する四半期報告書を計画投資省、財務省及び企業再編と開発のための運営委員会に提出しなければならない、(ii) 国有企業の民営化プロセスの完了が遅れた場合又はこれを遂げなかった場合、懲戒処分を受ける可能性がある。本26号決定により指定された民営化予定の国有企業は、民営化プロセス完了の期限まで15か月しか猶予がなく、これは大きな課題と考えられている。

国有企業の民営化と政府資本の売却は、民間投資家がベトナムの主要な企業に投資する大きな機会を提供することになるが、投資の成否に影響を与えるいくつかの法的課題（長期間にわたる複雑な手続、経営の管理、株主間契約の締結など）がある点にも留意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## シンガポール

### 2019年シンガポール税務の最新動向

上記台湾と同様に、シンガポール税務に係る近時の改正項目について以下にその概要を取り上げる。

#### IRASによる事前ルーリングの公表

シンガポール内国歳入庁（以下、「IRAS」）は、申請者が同意した場合には、2019年5月1日以降に申請された所得税およびGSTの事前ルーリングの要約を公表することができることを公表した。事前ルーリングの要約は、申請者、取引スキーム、他の取引当事者、取引日、又は取引価格を特定しない形式で作成される。事前ルーリングの要旨は、ルーリングが出されてから少なくとも6か月後に公表されることが期待されている。

#### 暗号通貨取引への物品サービス税（GST）免除を提案

支払いなどに使用される暗号通貨はデジタルペイメントトークンと定義され、現在はデジタルペイメントトークンの供給は、GSTの課税対象サービスの提供として扱われている。IRASは、2019年7月5日、暗号通貨の税金に関連する新しい草案（GSTガイド案）を発行し、価値交換媒体として機能するデジタルトークンや暗号通貨を含む取引に対するGSTの取り扱いに係る提案を行った。GSTガイド案によれば、以下、(a)及び(b)の変更が提案されており、これは2020年1月1日から施行される。

- (a) 商品又はサービスの決済手段としてデジタルペイメントトークンを使用することは、デジタルペイメントトークンの発行を生じさせない（すなわち当該取引に対してGSTを考慮する必要は無い）。
- (b) そして、デジタルペイメントトークンを通貨又は他のデジタルペイメントトークンと交換する場合には、GSTは免除される。

2019年7月に変更案の公開協議を行った。草案が承認されれば、デジタルペイメントトークンを扱う企業に重大な影響を与えることになる。

#### シンガポールは情報交換に関する国際基準に適合

2018年10月、OECDの税目的の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムにおいて、シンガポールの、「要請に基づく情報交換」は、ピアレビューに基づき、国際基準に「適合」として評価された。



これは、国・地域に与えられる最も高い総合評価である。ピアレビュー報告書によると、「シンガポールは、重要で信頼できるパートナーとして、情報交換のパートナーとして評価されている」という。

### シンガポールの BEPS 防止措置実施条約 (MLI) が発効

シンガポールは、2017年6月7日に MLI に署名し、2018年12月21日に批准書を寄託した。

シンガポールは、「侵食と利益移転に関する包括的枠組み」の一員として、MLI のすべての義務的規定を採択している。これには、条約の濫用を防止するための主要目的テストの採択や、相互協議が含まれている。その他に、MLI における選択項目の内、例えば、義務的かつ拘束力を有する仲裁を選択している。

シンガポールの MLI は、2019年4月1日に施行され、オーストラリア、オーストリア、フランス、マン島、イスラエル、日本、ジャージー島、リトアニア、マルタ、ニュージーランド、ポーランド、スロバキア、スロベニア、英国との間で締結された租税条約に対する MLI の改正は、同日に発効した。それ以降、ルクセンブルク、ジョージア、オランダ、フィンランド、ガーンジー島、アイルランドとの租税条約にも MLI による改正が加えられた。

### 租税条約ネットワークのさらなる拡充

シンガポールは、80 を超える包括的な租税条約により、広範な条約ネットワークを有している。2019年4月12日には、新たにシンガポール・ガーナ租税条約が発効された。シンガポールはまた、過去1年間に多くの租税協定に署名しており、関係者による批准後に発効する。以下はそのサマリーである。

- 2018年11月13日、租税情報交換協定及び相互外国口座税務コンプライアンス法（モデル1）政府間協定が米国との間で署名された。
- 2019年5月13日、韓国との間で、主要目的テストに基づく濫用防止規定を含む租税条約の改訂版が署名された。ロイヤリティの源泉徴収税率は、ロイヤリティ総額の5%を上限とされている。
- 2019年5月、7月及び8月に、ギリシャ、アルメニア及びトルクメニスタンとそれぞれ新たな租税条約が署名された。
- 2019年8月、要請に基づく情報交換に関する国際標準を盛り込んだシンガポール・ウクライナ租税条約の議定書が署名された。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 米州

### アルゼンチン

#### 個人情報保護法-労務に関する規定とデータベースの再登録期限

##### 個人情報保護法 (No. 25, 326) における労務関連の規定

アルゼンチンの個人情報保護法 (No. 25, 326) (以下、「本法」) は、2000年から施行されており、ファイル、記録又はその他の方法 (公的なものか私的なものかを問わない) (以下、「データベース」) で保存される個人情報の処理及び保護について規定している。労務関連では以下の項目に留意する必要がある。

**データベース登録**：本法は、全てのデータベースをアルゼンチンデータ保護機関（以下、「DPA」）に登録する義務を規定しており、例えば、労働者の個人情報を含むデータベースは登録義務の対象となる。

**労働者への通知**：使用者は、労働者の個人情報を収集する際には、当該収集の前に明示的かつ明確に、当該情報の処理方法及び収集される目的を労働者に通知しなければならない。

**労働者の同意**：本法は、当該データを処理するにあたり、データベースの責任者が労働者から十分な情報に基づく事前の明示的な同意を取得することを要求している。租税及び登録に関する義務を遵守するための必要なデータの処理についてはかかる義務の例外とされるが、個人情報を子会社、グループ会社又は親会社のような他の民間企業に移転する際には労働者の同意が必要であると考えられる（法的義務の遵守のために必要な場合は除く）。

**データの国外移転**：データの国外移転には一定の制限があり、特別な規制が適用されるため、ケースバイケースの分析が必要となる（特にデータの移転先の国についての検討が必要となる）。

**データ処理の方針の策定**：本法においては、本法の基本原則を反映した個人情報処理の基準にかかる方針（行動規範）が策定されることが想定されている。かかる方針を策定しておくことにより、不測の事態やDPAから罰金を科されるといった事態を回避することができると考えられる。

### **データベースの再登録の期限（2018年第132号大統領令）**

2018年10月22日に官報において公表されたDPAの2018年第132号大統領令（以下、「大統領令」）は、私的及び公的なデータベースの登録義務に関する新制度を導入した。登録手続きは無料であり、Distance Procedures Platform (DPP) を介して行う必要がある。

既にデータベースの登録を行っていた企業は、DPPを通じた再登録を2019年10月31日までに行う必要があるとされている。また、まだデータベースの登録を行っていない企業は直ちに登録を行う必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## **3. 欧州**

### **英国**

#### **英国重大不正捜査局が企業の捜査協力に関するガイダンスを公表**

英国重大不正捜査局（Serious Fraud Office, "SFO"）は、企業の捜査協力に関するガイダンス（Corporate Co-operation Guidance。以下、「捜査協力ガイダンス」）を公表した。捜査協力ガイダンスは、企業がSFOからの寛大な処分を望む場合に、捜査協力の観点からSFOが期待する事項を明確化することを意図しており、英国企業又は英国に関連する事案についての社内調査に関与する実務担当者にとっては必読の資料といえる。

#### **背景**

SFOへの捜査協力は、企業の訴追に対して公益要素として考慮され、訴追猶予合意（Deferred Prosecution Agreement, "DPA"）において有利に働く可能性がある。しかしながら、これまでは捜査協力に関するSFOの期待を明確に理解することは難しかった。企業訴追に関するガイダンス（Guidance on Corporate Prosecutions）やDPA行為準則（DPA Code of Practice）には一

一般的な説明が含まれていたが、捜査協力について SFO が具体的にどのようなことを期待しているかは明確でなく、今回のガイダンスは、その点を説明することを目的としている。

### 捜査協力ガイダンスの概要

捜査協力ガイダンスは、SFO から捜査協力に関するクレジットを得ようとする企業に対し、その道筋を示している。その内容の一部は、最近の実務慣行や SFO によるこれまでの公式声明を確認するものであるが、SFO の新たな見解を反映していると考えられるものも含まれる。

捜査協力ガイダンスは多くのセクションに分かれるが、捜査協力をしようとする企業にとっての、以下に示すような推奨される対応についての一般的なガイダンスから始まる。

- 体系的に資料を提供すること。
- 企業が海外で所有・管理している資料を提供すること。
- 秘匿特権の対象となる資料の一覧を速やかに提供すること。

デジタル資料、ハード資料及び財務記録については、以下の事項が推奨されている。

- デジタル資料については、SFO の資料評価プラットフォームに取り込むことのできるフォーマットで提供すること。
- デジタル資料、ハード資料及び財務記録の取扱いに関する追跡記録を作成・保持し、その継続性を証明できる人物を特定すること。

また、企業が、パスワード、回復キー、暗号キーを保全・提供すること、銀行口座記録、請求書及び資金の移動等の関連資金の流れを示す財務記録を提供することも推奨されている。

証人のインタビュー及びインタビューメモについては、議論を巻き起こすことになると考えられる。捜査協力ガイダンスは、SFO の捜査を害しないように、企業は、潜在的な証人又は被疑者へのインタビュー、人事処分、その他の公然の措置を行う前に適切なタイミングで SFO に相談すべきであるとしている。

また、捜査協力ガイダンスは、ここ数年 SFO の対応の中で議論的になっていた証人のインタビューメモの秘匿特権について言及している。ガイダンスでは、秘匿特権の放棄を拒否することについて、DPA を求めることとの関係ではマイナスの影響を与え得るが、SFO により「罰せられる」ことはないと言われている。

さらに、企業が資料について秘匿特権を主張する場合には、当該資料が秘匿特権の対象であることを示す独立した弁護士による証明書を SFO に対して提出することが求められている。

### 捜査協力ガイダンスにより提起される問題

捜査協力ガイダンスは有用である一方で、いくつかの問題を提起し、また解決されない問題も残っている。

まず、企業が SFO に対して潜在的な犯罪を開示する前に、どの程度の社内調査を行うべきかが不明確なままである。結果として、企業は依然として、証言の真正の検討の必要性和、捜査協力に関するクレジットを脅かすこととなる開示の遅延を避ける必要性を慎重に比較衡量する必要がある。

次に、証人へのインタビュー前に SFO の意見を求めるべきとのガイダンスがどのように機能するのかという点が明確でないと思われる。ビジネス上、贈賄や詐欺が疑われるほとんどのケースにおいては、文脈や背景の説明のため、初期的なインタビューが必要となる。ガイダンスは、自主的な報告の前に、そのような初期的なインタビューを行うべきでない旨を示唆している。ここでも、適切な調査の実施と捜査協力に関するクレジットの獲得との間で慎重な見極めが必要となる。

3 つめに、捜査協力ガイダンスが求める手続きは、社内調査の時間的、金銭的負担をさらに増大させることになると考えられる。秘匿特権の対象となる資料の一覧の速やかな提供のためには、秘匿特権の対象である資料の分類と一覧の作成のため、関連資料の追加的な精査が必要になることを意味する。同様に、秘匿特権を主張する場合に独立した弁護士による証明書の提出が求められることは、外部の弁護士を起用し大量な資料を検討させることが必要となることを意味する。

最後に、インタビューメモに関する秘匿特権は、未だ議論の残る問題のままである。SFO は、秘匿特権の対象である資料を開示しない企業を罰するものではないと説明するが、インタビューメモに関する秘匿特権の放棄を拒否することは、DPA の見込みを検討する際には、企業に不利益に考慮されるというメッセージは明白である。秘匿特権が、英国法における基本的な権利であることを考えると、SFO のスタンスには異論もありうると思われる。

### 捜査協力ガイダンスの意義

2010 年英国贈収賄法のような、企業の訴追に際して SFO が依拠する法律の広範な管轄を考慮すると、どこに所在するかにかかわらず英国に関係する全ての企業は慎重に捜査協力ガイダンスを検討し、記録の保存や調査の過程が捜査協力に関する SFO の要求を満たしているかを確認すべきである。それにより、必要なときに、最大限捜査協力に関するクレジットを確保するための迅速な行動を取ることができる。

捜査協力ガイダンスの大部分は、米国の司法省 (DOJ) や証券取引委員会 (SEC) といった、他の法域の検察官や当局から捜査協力として期待される実務的な経験を反映したものである。しかし、秘匿特権及びインタビューメモへのアプローチには極めて重大な相違が残る。米国においてはそのようなメモについて秘匿特権を主張することは容易であり、捜査協力に関するクレジットと引き換えに企業が秘匿特権を放棄することは求められていない。このような相違があるため、クロスボーダーのコンプライアンス問題を調査する企業は、当局との捜査協力を開始する前に、潜在的に関連するすべての法域からの総合的かつ連携したアドバイスを得る必要がある。

[最初のページに戻る](#)